

戸籍・住民票・マイナンバーカードの氏名に 振り仮名 フリガナが付きます



令和5年6月9日に公布された改正法の施行により、戸籍の氏名に
振り仮名(フリガナ)が記載・証明されることとなりました。

これにともない、住民票やマイナンバーカードにも氏名のフリガナが記載されます。

戸籍の氏名のフリガナ

戸籍の氏名のフリガナについては、令和7年 5月26日以降、本籍市町村からハガキでお知らせしています。

ハガキに記載されたフリガナを確定または修正するため、あるいは婚姻・出生等戸籍の届出をされた方は、個別に記載されています。

届出をしていない方については、本籍市町村ごとに一括で記載されます。

※下川町が本籍の方は、令和9年の1月下旬に記載される予定です。

(戸籍の写しイメージ)

全部事項証明	
本 籍 名	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番地
氏 名	法務 太郎
氏名振り仮名	ホウム ← フリガナを記載します
戸籍に記載されている者	[名] 太郎 [名の振り仮名] タロウ

住民票の氏名のフリガナ

戸籍の届出、または本籍市町村の一括記載がされた方から随時住民票にも氏名のフリガナが記載されます。

マイナンバーカードの氏名のフリガナ

- ① 住民票に氏名のフリガナが記載されている方で、新たにマイナンバーカードを作られた方
氏名の右側にフリガナが印字されています。

マイナンバーカード①の表記事例



- ② すでにマイナンバーカードをお持ちの方
お申し出により、追記欄(カード表面右下)にフリガナを印字します。

マイナンバーカード②の表記事例



戸籍のフリガナの変更

戸籍に記載されている氏名のフリガナを変更する場合は、届出が必要になります。

届出をしていない場合は、本籍地で市町村長による記載がされた方について、1回に限り届出のみで変更することが可能です。(必要に応じて添付書類を求めます。)すでに届出をされた後に変更の届出をされる場合は、家庭裁判所から変更の許可の審判書が必要になります。

【お問い合わせ】 町民生活課総合窓口係 Tel4-2511 内線 520